

第九号議案

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和五年十一月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。  
 別表の一の表に次のように加える。

|                     |                                                    |       |    |
|---------------------|----------------------------------------------------|-------|----|
| 江戸川区小児慢性特定疾病審査会     | 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第四項の規定に基づく審査に関すること。     | 六名以内  | 二年 |
| 江戸川区大気汚染障害者認定審査会    | 大気汚染障害者の認定に係る調査及び審議に関すること。                         | 十名以内  | 二年 |
| 江戸川区公害健康被害認定審査会     | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条の規定に基づく認定に関すること。 | 十三名以内 | 二年 |
| 江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会 | 公害健康被害の補償等に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく診療報酬請求書の審査に関すること。   | 七名以内  | 二年 |

## 付 則

## （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（江戸川区小児慢性特定疾病審査会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 江戸川区小児慢性特定疾病審査会条例（令和二年三月江戸川区条例第九号）

二 江戸川区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和五十年三月江戸川区条例第二十九号）

三 江戸川区公害健康被害認定審査会条例（昭和五十年十二月江戸川区条例第六十六号）

四 江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会条例（昭和五十年十二月江戸川区条例第六十七号）

（説明）

令和六年度組織改正に伴い、現在設置している附属機関の設置根拠を移行することから、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。